

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険料の滞納管理に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、つ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和8年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納整理情報の管理、滞納整理の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表の二十四、四十四、八十五、百、百二十七の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 収納課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会で転出後の宛名情報を調べる際に特定個人情報を用いる場合は複数人で確認を行っている。 ・特定個人情報を用いて得られた情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 以上のような策を講じていることから「十分である」と考える。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の時期に税務課から依頼があり、住基ネット照会システムの利用権限付与者を更新しており、利用権限が与えられていないものはシステムを使用できないよう制限している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	地方税法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過払納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の送戻	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納整理情報の管理、滞納整理の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の送戻	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. システムの名称	滞納整理システム 統合命名システム 中間サーバーソフトウェア	滞納整理システム 統合命名システム	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署	収税課長 中村 豊	収税課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II 正しい値判断項目-1. 対象人数	2019/2/1	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II 正しい値判断項目-2. 取扱件数	2019/2/1	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IV リスク対策 8. 審査一覧表の有無	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納整理情報の管理、滞納整理の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の送戻	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納整理情報の管理、滞納整理の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の送戻	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用方法上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第1項、別表第一の16、30、59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第4号、総務省令第5号）第16条、第24条、第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第1項、別表第一の16、30、59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第4号、総務省令第5号）第16条、第24条、第46条、第59条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	公表日	2020/2/14	2022/2/10	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	II 正しい値判断項目-1. 対象人数	2020/2/3	2022/12/15	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	II 正しい値判断項目-2. 取扱件数	2020/2/3	2022/12/15	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	公表日	2022/2/10	2024/3/22	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	II 正しい値判断項目-1. 対象人数	2022/12/15	2024/3/21	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月1日	II 正しい値判断項目-2. 取扱件数	2022/12/15	2024/3/21	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用方法上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第1項、別表第一の16、30、59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第4号、総務省令第5号）第16条、第24条、第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第1項、別表第一の16、30、59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第4号、総務省令第5号）第16条、第24条、第46条、第59条	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 収税課	総務部 収税課	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役所名	収税課長	収税課長	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 収税課	総務部 収税課	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	II 正しい値判断項目-1. 対象人数	2024/3/21	2025/3/25	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	II 正しい値判断項目-2. 取扱件数	2024/3/21	2025/3/25	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	IV リスク対策-8. 人手を介在させる作業	なし	十分である <判断の根拠> ・住基ネット照会で転出後の宛名情報を調べるときに特定個人情報を用いる場合は複数人で確認を行っている。 ・特定個人情報を用いて得られた情報を含む書類や USB メモリは、適度できる書類等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 以上のような策を講じていることから「十分である」と考える。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月1日	IV リスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である <判断の根拠> 人事異動の時期に税務課から依頼があり、住基ネット照会システムの利用権限付与者変更後において、利用権限が与えられていないのはシステムを使用できないよう制限している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月1日	公表日	2025/3/25	2026/2/5	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月1日	II 正しい値判断項目-1. 対象人数	2025/3/25	2026/2/5	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月1日	II 正しい値判断項目-2. 取扱件数	2025/3/25	2026/2/5	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施